

会派研修会実施報告書

会派の研修における結果について、下記のとおり報告します。

令和 7年 11月 27日

光市議会議長 森戸 芳史 様

光市議会 会派「こう志会」 代表 中本 和行
議員 萬谷 竹彦
議員 林 節子
議員 中村 譲
議員 西村慎太郎
議員 新見 浩明

記

1 日時 令和 7年 11月 17日（月）～18日（火）

2 場所

- （1）東京都国分寺市
- （2）衆議院議員会館及び参議院議員会館

3 テーマ

＜行政視察＞

- （1）国分寺市における重層的支援体制整備事業について（東京都国分寺市）

＜陳情＞

- （1）令和8年度予算等に対する要望
- （2）小中学校の学校給食費の完全無償化を求める意見
- （3）光市水道局本庁の敷地の国有地に関する事項

4 視察結果 別紙のとおり

別紙 こう志会視察報告書

日 時	令和7年11月17日（月） 14時00分～15時40分
調査地名	国分寺市
テ ー マ	重層的支援体制整備事業について
同行者	仲小路議員
対応者	国分寺市 健康部長 新井宏伸 健康部 地域共生推進課長 小峰基弘 健康部 地域共生推進課 重層的支援体制整備担当係長 渡部納 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 野村拓夢 市議会事務局 議会事務局長 伊藤寿一
概要	<p>国分寺市は、武蔵野台地の西端部、東京都の重心に位置し、東南から北西に伸びた長だ円形の地域である。都心から27km、東は小金井市、南は府中市、国立市、西は立川市、北は小平市に隣接しており、面積11.46km²である。</p> <p>地形的には、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地および高台をきざむ野川上流の谷ができている。市の大部分は段丘上（武蔵野面）にあり、浸食谷の深く入り込んだ所はいずれも砂利層が現れ清水が湧き出ている。下面部は浸食を受けた部分（立川面）で東恋ヶ窪、西恋ヶ窪、光町、西町、高木町、泉町、南町、東元町、西元町などの一部がこれに属している。</p>
	<p>●国分寺市の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面積：11.46 平方キロメートル ○人口：130,118人（令和7年10月1日現在） ○高齢化率：22.2%（全国平均29.3% 令和6年9月15日現在） ○日常生活圏域：二圏域（東部地域・西部地域） ○小学校区：10校区 ○中学校区：5校区
内容	<p>1 重層的支援体制整備事業の概要について</p>  <p>重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものである。</p> <p>2 重層的支援体制整備事業への取組の背景について</p> <p>平成30年に健康部、福祉部及び子ども家庭部（令和4年度から教育部を追加）の相談支援業務について、総合調整、情報共有及び連携強化を図るため「国分寺市相談支援総合調整会議」を設置した。相談支援の中で把握した複雑化・複合化した地域生活課題（8050問題、ひきこもり、ケアラー（ヤングケアラー、ダブルケア）、ごみ屋敷など）について共有した。これらを「制度の狭間」の課題と捉え、解決を図るために当時の体制では不十分と考え実施するに至った。</p> 

3 重層的支援体制整備事業の目的について

国分寺市における重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・生活困窮といった福祉分野ごとの縦割りでは対応しきれない、複雑化・複合化した地域住民の課題に対し、分野を横断した包括的・一体的な支援体制を構築することを目的としている。

4 既存計画における重層的支援体制整備事業の位置づけについて

第2次国分寺市地域計画に重層的支援体制整備事業実施計画を組み込み、関連する7つの計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども若者・子育ていきいき計画・健康増進計画、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画）を横串する計画として位置付けている。

5 重層的支援体制整備事業の具体的な取組（機能）の柱（3つの支援と3つの事業等）について

（1）属性を問わない相談支援

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能

（既存事業：包括的支援事業（※注1）、障害者基幹相談支援センター事業、子育て応援パートナー事業、子育て世代包括支援センター事業、保育コンシェルジュ事業、出産・子育て応援事業、生活困窮者自立相談支援事業）

※注1 包括的支援事業の相談支援機関：地域包括支援センター（高齢者） 6か所
障害者基幹相談支援センター（障害） 1か所
こども家庭センター（子ども） 1か所
自立生活サポートセンター 1か所
丸っとふくまど（福祉の総合相談窓口） 1か所
*丸っとふくまどは和6年度から出張窓口も実施

（2）多様な社会参加に向けた支援

新規事業：社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供する機能

（3）地域づくりに向けた支援

地域づくりをコーディネートする機能

（既存事業：地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業、親子ひろば事業）

新規事業：生活困窮者支援等のための地域づくり事業

（4）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

新規事業：訪問等により継続的に繋がり続ける機能

国分寺市社会福祉協議会に所属する地域福祉コーディネーター3名が伴走支援

※地域福祉コーディネーターの活動について

個人の困りごとを地域の困りごととして捉える視点を持ち、個別支援と地域支援を一体的に行う。

○個別支援（個人相談への対応）：どこに相談したらよいかわからない困りごとや気になることなど様々な相談に幅広く対応。解決に向けて関係機関と連携して取り組む。

○地域支援（地域活動相談への対応）：地域活動の立ち上げや運営で困っていることなどに幅広く対応。解決に向けて関係機関や地域の方と取り組む。

（5）多機関協働事業

新規事業：世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能

属性・世代・相談内容を問わず相談を受け止め、複雑化・複合化したケースに対して各会議体を活用して支援を検討する。

※各会議体について

○重層的支援会議：本人に同意が得られた複雑化・複合化したケースを対象に地域福祉コーディネーターが支援プランを作成し、役割分担、モニタリング等を実施（実施主体：国分寺市社協）

○支援会議：本人に同意が得られていない複雑化・複合化したケースを対象に参加者に守秘義務をかけて情報を共有し、支援関係機関等の役割分担及び支援方針を設定。（実施主体：国分寺市）

（6）支援プランの作成

新規事業：多機関協働事業と一体的に実施



6 国分寺市が感じている成果について

（1）既存事業の活用

相談支援総合調整会議を活用し、新たな会議体の立ち上げを行わず重層的支援体制整備事業を整理することができた。

（2）地域福祉計画の見直し

重層的支援体制整備事業を位置付けることで各個別計画との調整や整合性を図ることができ、目指すべき方向性を明確にできた。

（3）社会福祉協議会との連携強化

委託事業（重層的支援体制整備事業、権利擁護事業、生活困窮者自立支援事業）の有機的な連携が可能になった。

（4）相談支援包括化推進員を直営で配置

重層的支援体制整備事業を実施する中で多く発生する庁内外の調整事項を円滑化することができた。支援会議を開催するに当たり、警察や病院の職員の参加調整を実施することができた。

（5）支援会議の開催

支援関係機関と連携を密に図ることが可能で、早期発見、予防的支援が可能になった。

7 国分寺市が感じている課題と今後の展開について

（1）メリットが伝わりにくい

○課題：既存事業の活用を前提としているため、何が変わるのが、業務量だけが増えるのではないかとの意見が多くある。

○展開：「制度の狭間の問題」に向き合う体制整備があることを対外的に示すことができるは大きなメリットと考えている。

（2）制度の周知

○課題：支援関係機関が多岐にわたり、理解しにくい。

○展開：「庁内⇒支援関係機関⇒その家族・親族」の順で徐々に理解を広げていくイメージを考えている。

（3）実施計画策定や交付金のとりまとめ

○課題：地域福祉計画との調整や予算編成に影響があるため事務量が多くなる。

○展開：事業規模を踏まえ、丁寧な庁内調整を行うことで人員配置を維持する。

（4）地域づくり

○課題：相談の受け止めやつなぎは整備されているが、その後を支える地域の体制を推進する必要がある。

○展開：個別の課題を地域の課題と捉える仕組みづくりを計画する。

（5）多機能協働事業等

○課題：国は多機関協働事業を縮小する方針。アウトリーチや参加支援でのプラン作成時における本人同

意が困難である。

○展開：改めて支援関係機関への多機関協働事業説明を実施する。本人同意については、委託先と無理のない同意の取り方について検討する。

質問

Q: 福祉の総合相談窓口「丸っとふくまど」は相談者の属性や世代を問わず、どこに相談したらわからぬ場合の対応を社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが担当しています。重層的支援体制整備事業はどの窓口に行っても、適切な部署に繋げて実施する体制になっていますが、「丸っとふくまど」の開設には、どのような理由がありますでしょうか。

また、地域共生推進課では週1回、2ヵ所の出張窓口では月1回の定期開催ですが、相談数はどのくらいありますでしょうか。また、相談内容はどのようなものがありますでしょうか。

A: 丸っとふくまどの開設理由について 市民から総合的な相談窓口の体制整備が求められており、前期の地域福祉計画の策定時に重点テーマとして、「福祉の総合的な相談窓口の体制整備」を位置付けました。開設に当たっては、重層的支援体制整備の本格実施に向けて試行的にスマールスタートしました。

A: 出張窓口について 出張窓口の開設理由は、住民が身近な場所で相談できることや、窓口の周知などが必要だと考えたことが主にあります。相談件数は、令和6年度52件、令和7年度37件（9月末現在）になります。相談内容は、「自宅隣の空き地に関する相談」、「心療内科への通院に関する相談」、「精神障害を持つ娘とのかかわりに関する相談」、「自治会の担当区域の住人への対応に関する相談」など多岐に渡ります。

Q: 地域福祉コーディネーターは令和5年4月の重層的支援体制整備事業本格実施のスタート時に4名体制でしたが、この人員数は事業を進める上でいかがでしたでしょうか。また、その後の増員や今後の増員の予定がありますでしょうか。

A: 本市では、本格実施の前に重層事業の前身である「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」（いわゆるモデル事業）を実施し、地域福祉コーディネーター2名体制で開始しました。その際、高齢福祉課が所管する生活支援体制整備事業の第1層生活支援コーディネーター（社協委託）と連携を図りながら地域課題の把握と解決に向け事業を実施してきました。その後、業務内容及び業務量並びに国の交付基準額を踏まえ、2名体制から3名体制に増員し、本格実施で4名体制にしたところです。現状は適正な人員数と考えています。本誌では、地域福祉コーディネーターが増員されれば本事業が推進されているとは捉えておらず、事案に応じていかに適切な部署につなぐことができるかに重点をおいて事業を実施しています。

Q: 多機関協働事業は地域共生推進課で行う体制となっていますが、市役所の各課や外部事業者委託等を含めて、地域共生推進課に決定するまでは、どのような経緯がありましたでしょうか。

A: 相談支援総合調整会議において、相談支援の観点から重層的支援体制整備事業の必要性や実施向けた検討を行いました。また、地域福祉計画の進行管理を担う会議体（福祉以外に政策、人権、コミュニティ、防災、まちづくりなどの所管が参加）において、全局的に実施することになる事業であることを説明しました。議論の中では、他市の実施状況を踏まえて、全域包括ベースや生活困窮ベースでの実施も検討がありました。しかし、本事業は実施するに当たって制度設計（重層的支援体制整備実施計画の作成）が必要不可欠なため地域福祉計画を所掌する当課で実施する方針を整え、理事者に報告し現在の体制となっています。



中本和行 議員

高齢者・障害者・子供・健康の各分野の計画の異なる要素を合わせてバランスを取りながら取り組んでいく。従って「福祉の困りごと」をワンステップで、分野の垣根を超えて解決するための仕組みでした。

連携を調整する専門員「地域福祉コーディネーター」の配置、研修を通して互いを理解し、推進する事で効果が出ている、支援体制の構築によって国が定めた「決まり事」「ルール」をうまく機能させて進めていくことで、「誰一人取り残されない」支援に繋がるものと感じました。

また、地域支援「生活困窮者の支援」では、空き家を活用しての地域の居場所を提供して懇談会を開催しての取り組みは感銘した。今後の政策に活かしていきたいと思いました

萬谷竹彦 議員

国分寺市では「丸っとふくまど」という福祉の総合相談窓口を設けており、相談者の属性（年齢・世代・分野）を問わず、困りごとを「丸ごと」受け止めている形で運営されていました。細分化されている既存の相談窓口（高齢・障害・子育て・生活困窮等）と連携をとり、複合的・複雑なニーズには多機関協働で対応する設計になっており、こうした設計は、どこに相談すればいいか分からない、制度の狭間にいる人を取りこぼさない力が強いと感じました。また、支援が必要な背景には様々な困難も隠れていて、高齢介護サービスの開始で8050問題の影響も大きく関連していると思われます。市内全地区の支援ニーズを、もれなく相談体制につなぐためには、重層的な相談体制が必要とされ、実施されたことが理解できました。これからも調査研究を続けていこうと思っています。

中村譲 議員

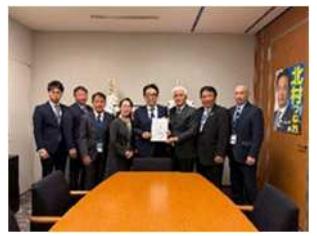
国分寺市の重層的支援体制は、市民の複合的課題に向き合う姿勢が明確であり、特に「断らない相談」を中心とした仕組みづくりが印象的でした。相談支援・地域づくり・参加支援を一体で進めることで、課題を抱えている人を早期にキャッチできる点は大きな強みである。また、地域包括・子ども家庭・生活困窮など各部署が連携し、情報共有している体制は、光市にとっても大いに参考になると感じました。

西村慎太郎 議員

今回の視察を通じて、国分寺市の重層的支援体制整備事業は、「どんな相談も断らない窓口」としての福祉の総合相談窓口に加え、地域福祉コーディネーターによる継続的なアウトリーチ、さらに府内4部門と社協・学校・医療等の多機関連携を組み合わせることで、制度や分野の狭間にある困りごとを丁寧に拾い上げる仕組みであると理解しました。パンフレットや出張相談など、市民に存在を「見える化」し、早期の相談につなげる工夫も印象的でした。一方で、予算面や実際の運用について、国や県の補助等を確認してみると光市の予算規模や体制で実行できるのか、どういったタイプを選択するのが事業を構築するかは理解しきれなかったところです。今後、相談実績や効果検証の方法も含めてさらに学びを深めたいと感じました。光市においても、若者の孤立を防ぎ、多世代のつながりを育む体制整備に向けて、今回の知見を生かしていきたいと考えます

新見浩明 議員

国分寺市が取り組む重層的支援体制整備事業では、制度の狭間にある困難な課題にも対応できる柔軟な支援体制が構築されている点が印象的でした。特に、どこに相談したらよいか分からない相談を「丸っと受け止める相談支援」や「地域づくり支援」といった多機能を一体的に展開していること、また地域福祉コーディネーターが地域に出かけて個人や地域の課題の掘り起こしを行っていることが特徴的でした。そして、制度と地域活動が連動していることで、支援の実効性が高まり、包括的な支援が継続的に届く仕組みとなっていると感じました。本市においても、既存制度の枠にとらわれず、地域との連携や横断的支援の強化を視野に入れた取り組みが求められると実感しました。

日 時	令和 7 年 11 月 18 日 (火) 9 時 30 分～12 時 00 分			
場 所	衆議院議員会館及び参議院議員会館			
テ ー マ	令和 8 年度光市予算等に対する要望 小中学校の学校給食費の完全無償化を求める意見書 光市水道局本庁の敷地の国有地に関する事項			
同行者	仲小路議員			
陳情先	衆議院議員 林 芳正 (河野恭子秘書)	衆議院議員 岸信千世		
	衆議院議員 高村正大 (上田将祐秘書)	衆議院議員 吉田真次 (中平大開秘書)		
	衆議院議員 平林 晃			
	参議院議員 江島 潔	参議院議員 北村経夫		
	参議院議員 阿達雅志 (長岐康平秘書)			
	光市の要望について理解を求めるために、光市の令和 8 年度予算等に対する要望書を提出。 (要望書は別添のとおり)			
<衆議院議員会館>				
  				
<p>林芳正議員事務所</p> <p>岸信千代議員事務所</p> <p>高村正大議員事務所</p>				
 				
<p>吉田真次議員事務所</p> <p>平林 晃議員事務所</p>				
<参議院議員会館>				
  				
<p>江島潔議員事務所</p> <p>北村経夫議員事務所</p> <p>阿達雅志議員事務所</p>				

令和8年度予算等に対する

要 望 書

人が輝き

やさしさつながる

幸せ創造都市 ひかり

令和7年10月

光 市

目 次

重点要望

- 1 【国に対する要望】南海トラフ巨大地震に備えた安全・安心なまちづくりに必要な財源の充実について（継続） 1 頁
- 2 【国・県に対する要望】広域道路網の整備について（継続） 2 頁
- 3 【国・県に対する要望】公共施設等適正管理推進事業債の延長について【新規】 3 頁

国・県に対する要望

- 1 室積海岸整備について（継続） 4 頁
 - 2 豪雨災害等における治山事業の推進について（継続） 5 頁
 - 3 集約都市形成に係る支援の充実について（継続） 6 頁
- 要望個所図① 7 頁
要望個所図② 8 頁

重点要望

1 【国に対する要望】南海トラフ巨大地震に備えた安全・安心なまちづくりに必要な財源の充実について（継続）

わが国は、従来から地震や津波、台風、高潮、豪雨などの自然災害に脅かされており、西日本を中心に被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ、近年多発する、超大型台風による風水害など、日本各地で甚大な被害が発生し、さらには、広範囲で震度6以上の地震が予想される「南海トラフ巨大地震」が発生する可能性が高まっています。

このような中、災害対応の拠点となる庁舎等の機能を確保しつつ、住民の生命と財産を守るために総合的な防災・減災対策を進めていくことが喫緊の課題となっています。

一方、わが国全体の人口が急速に減少する中、都市部を遥かに上回るスピードで過疎化、高齢化が進む地方においては、地域活力の創出と持続可能な地域社会づくりが強く求められています。

住民生活を取り巻くこうした課題を解消し、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりを進めることは自治体に課せられた大切な使命ですが、地方財政は依然として極めて厳しい状況にあり、行政としての責務を果たしていくためには、国の支援が不可欠です。

については、本市において特に課題となっている次の事項について、万全の措置が図られるよう強く要望いたします。

- 1 本市の市役所本庁舎は老朽化が著しく、耐震性にも大きな課題を抱えていますが、目下の物価高により建設事業費が増大する一方で、大半を単独財源で賄わなければならぬ状況にあるため、「市町村役場機能緊急保全事業債」の復活や庁舎等建設に使用できる有利な財源を創設すること。
- 2 平成30年7月豪雨の影響により稼働停止している本市のし尿処理施設に代わる新たな施設建設について、計画的に事業実施できるよう、当初予算において、社会資本整備総合交付金の財源を十分に確保すること。
- 3 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の防災減災対策や、山地災害を未然に防ぐための治山施設整備、高潮被害を未然に防ぐための海岸保全施設整備を推進できるよう、当初予算において、農業農村整備事業関係予算の財源を十分に確保すること。

重点要望

2 【国・県に対する要望】広域道路網の整備について（継続）

国道188号は、周南都市圏の沿岸部を連絡する唯一の広域的な幹線道路として、物流や市民の広域移動などを支える重要な都市基盤としての役割を担っています。

しかしながら、平成30年7月豪雨では、土砂崩落に伴う鉄道復旧工事により、同路線が3か月の長期にわたり規制され、光市民をはじめ、周南都市圏、とりわけ光・下松間を行き交う市民生活や物資輸送に多大な支障をきたしました。

また、令和2年9月にも、台風10号の影響に伴う高波越波により通行規制を強いられるなど、幾度となく事故や越波による通行規制が繰り返されています。こうした際には、周南市熊毛地域を経由し、大きく迂回しなければならないなど、国道188号の代替路の確保は、本市はもとより、周南都市圏の都市づくりにおいて、重要な課題となっています。

こうした中、周南地域においては、地域経済の活性化や災害時のリダンダンシー（多重性）の確保に資する周南道路（平成10年6月、地域高規格道路の「候補路線」として指定）の整備に向けて「周南道路建設促進期成同盟会」を設立するなど、取組を進めています。

また、中でも、光・下松間の新たな道路整備については、喫緊の課題として、災害時に機能するネットワークの代替性・多重性の観点から、両市の市民や企業、団体等からも整備を求める声が寄せられており、本市としても、下松市と連携し、具体的なルートの検討を行うなど、両市で方向性を一にして取り組んでいるところです。

光・下松間のネットワークの強靭化は、「国際バルク戦略港湾」を有する周南工業地帯中心部と、下松市、本市を円滑に結び、県経済活性化の潤滑油になるとともに、県勢発展のために極めて重要ですので、周南道路の一区間ともなる「光・下松間の新規道路」など、広域道路網の整備を強く要望いたします。



重点要望

3 【国・県に対する要望】公共施設等適正管理推進事業債の延長について

【新規】

本市では、「光市公共施設等総合管理計画」において、令和17年度までに建物の総延床面積を20%縮減することを目標としています。

日本全国で人口が減少し続けると推計される中、本市も例にもれず、確実に人口が減少し続けると見込まれることから、将来的な財政負担を軽減するためにも公共施設等の総量縮減は喫緊の課題と認識していますが、その一方で除却を含めた施設整備には多額の費用が必要となるため、一般財源または交付税措置のない起債のみでは対応が不可能です。

こうした中、本事業債においては、従来から交付税措置のあった集約化・複合化事業に、令和7年度から「集約化・複合化等に伴う除却事業」が新たに追加されたことから、今後予定している多くの公共施設の集約化・複合化事業に積極的に活用したいと考えています。

つきましては、本市を含め、各自治体が公共施設等の総量縮減を円滑に進めができるよう、令和8年度に終了予定とされている本事業債の期間延長について強く要望いたしますとともに、県におかれましても、延長に向けた一層の働きかけをお願いいたします。

国・県に対する要望

1 室積海岸整備について（継続）

光市の室積・虹ヶ浜海岸は、西日本有数の白砂青松の自然海岸であり、「日本の白砂青松100選」や「日本の渚・百選」にも選定された美しい原風景は、次世代へ引き継いでいかなければならない貴重な財産です。

しかしながら、本市が管理する漁港海岸の室積海岸は、島田川からの砂の供給が途絶え、台風や冬季波浪等により砂の流出が続き、侵食に起因する高潮対策が大きな課題となっています。このため、本市では、「光漁港海岸（室積海岸）検討委員会」や「市民との意見交換会」を開催し、平成21年には最終案をとりまとめ市民へ説明を行い、その後、計画的に事業を推進しているところです。

つきましては、継続的な整備促進に向け、国の予算確保について県の力強いご支援とご協力をいただくよう強く要望いたします。

浸食された海岸



令和7年5月の状況（養浜工事）



国・県に対する要望

2 豪雨災害等における治山事業の推進について（継続）

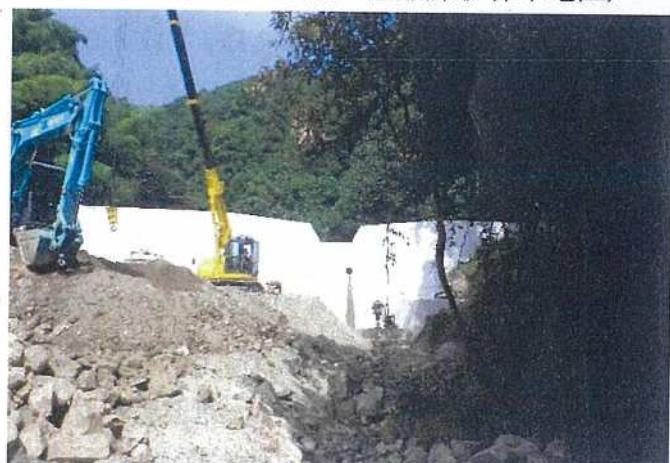
西日本を中心に被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめとして、毎年のように発生する梅雨時期の集中豪雨により、本市においても山地災害が多発傾向にあり、市内の森林は荒廃が進み、公益的機能の低下が懸念されております。

このような中、室積東伊保木地区や室積鮎帰地区などの土砂流出箇所に対して、早急に事業へ着手していただき、大変感謝しております。

しかしながら、市内には、これまでの集中豪雨などにより、荒廃が進む山林が各所にあり、未だ市民生活に多大な影響を及ぼしています。

つきましては、引き続き、市民の生命・財産を守るため、治山事業を着実に進めていただくよう強く要望いたします。

令和7年7月の状況（室積東伊保木地区）



令和7年7月の状況（室積鮎帰地区）



国・県に対する要望

3 集約都市形成に係る支援の充実について（継続）

人口減少や少子高齢化が進行する中、利便性が高く持続可能な都市を実現するためには、集約都市の形成、すなわち、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めていくことが重要であり、立地適正化計画は、このまちづくりを推進するための有効なツールになるものです。

国においては、継続的、段階的に、コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）による立地適正化計画の策定支援や、適切な計画の見直しに資する「まちづくりの健康診断」の推進をはじめとする様々な支援措置を展開・拡充するとともに、都市構造再編集中支援事業など、策定済みの自治体に対する支援強化も図られています。

また、近年、全国各地で頻発・激甚化する自然災害等を背景に、立地適正化計画への「防災指針」の位置付けが必須とされるなど、「災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり」に向けて、強力に推進されているところです。

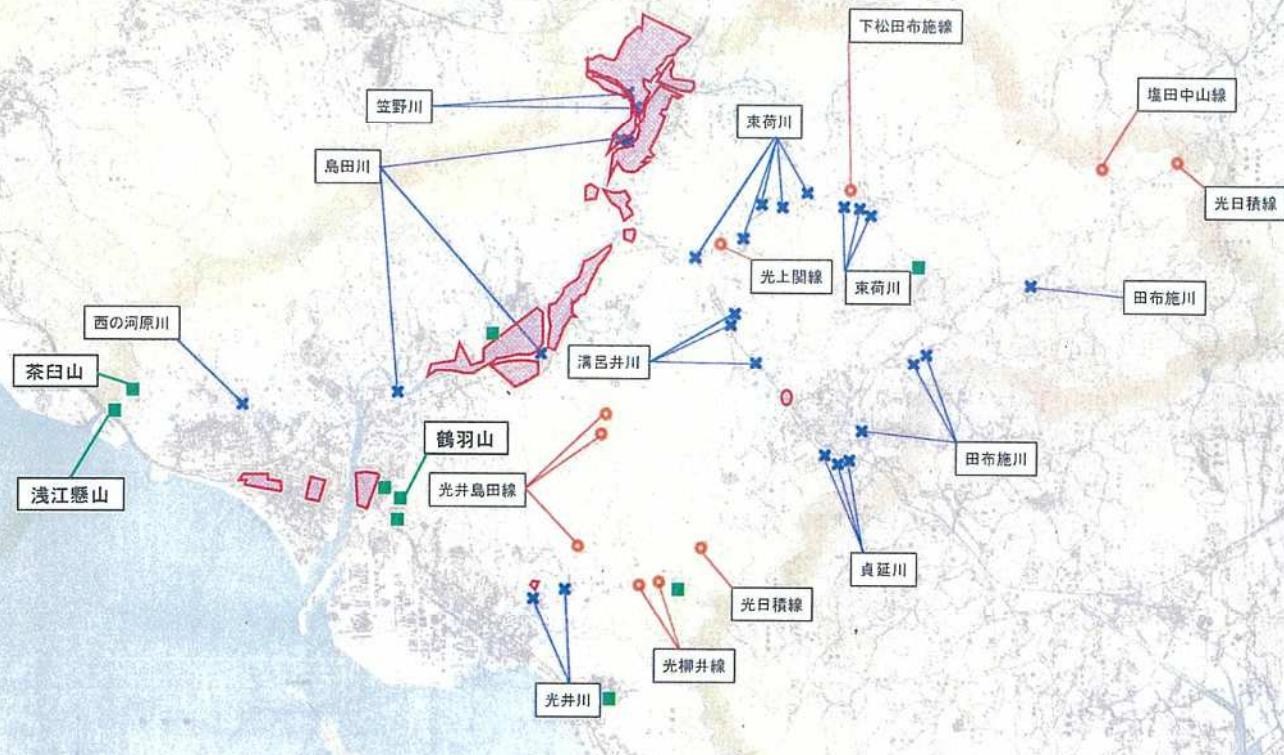
このような中、本市においては、平成30年度末に都市機能誘導区域などを定めた光市立地適正化計画を策定・公表した後、国及び県の支援を受けながら、令和7年3月に防災指針や居住促進区域の設定を行う等の計画改定を行ったところです。

特に本市では、平成30年豪雨災害などによる防災に対する住民の関心の高まりや、公共交通を取り巻く状況の変化などを経験し、より効果的に「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていく必要があると考えています。

県におかれましては、今後の計画の推進に係る支援を一層充実していただくとともに、集約都市形成の側面からも重要な公共交通サービス水準の維持・向上を含む誘導施策の充実や防災指針に基づく防災対策に対する支援の国への強力な要望、さらに、県独自の支援もご検討いただき、国、県、市が一体となった集約都市の形成に、これまで以上のお力添えをいただくよう要望します。

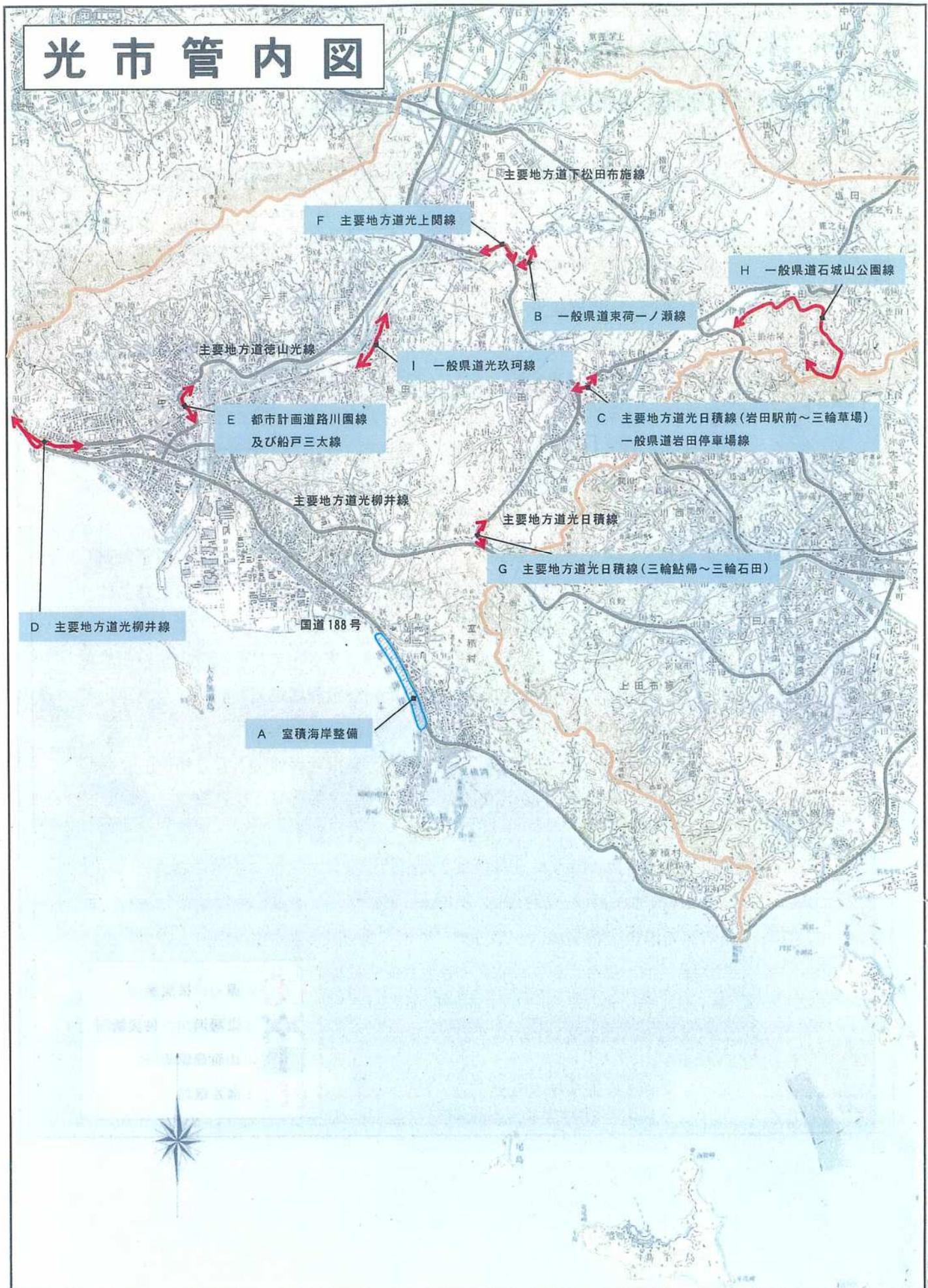
光市管内図①

(H30年7月豪雨 県関連等の主な被災箇所)



- : 県道 被災箇所
- × : 二級河川 被災箇所
- : 山腹崩壊箇所
- : 浸水区域

光市管内図



小中学校の学校給食費の完全無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっている。学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きい。

その経費の負担について、文部科学省は、設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解から、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する市町村も増えてきている。

しかし、市町村における学校給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政をさらに圧迫するなどの懸念があり、そして、財政規模の違いもあり、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を解消するよう努力することは国の務めである。

子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食については、国の責任において学校給食費の財源確保を行い、すべての市町村で小中学校の学校給食費の完全無償化を速やかに実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月21日

光市議会

提出先

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

島田1丁目の水道局本庁の敷地内の一部
光市大字島田字フナヤマ11811の11 (3,361m²)
借地料につきましては、3か年ごとに改定 現在202万1,464円／年

その以前の令和5年度前の3年間につきましては、194万7,461円／年

開始（昭和57年）から累計して、これまで令和6年度までに、9920万6,607円を支払っている。

有償貸付けを行っている土地につきましては、売り価格は過去に国より提示されており、約9,000万円と提示。しかし、これまで平成20年度前後に2度の料金改定を実施しなければならなかつたという財政状況を振り返りますと、買取りをする財政的余裕はなかつた。また、今後につきましても、財政状況が悪化する見込みでありますので、将来的にも買取りといった選択肢は、現時点ではない。

【要望】

国として、当該土地を無償での払い下げ、もしくは、無償貸与を考えて頂きたい。

○国有財産法に基づく貸付契約について

【有償貸付】[当初契約] 昭和 57 年 7 月 14 日

所在地	種目	数量	使用目的
光市大字島田字船山 11811 番 11 地内 (旧光工廠水道)	宅地	3,360.59 m ²	庁舎敷地及び資材置き場

※売払価格: (H22)8,600 万円／(H21)8,800 万円／(H20)9,110 万円

【無償貸付】[当初契約] 昭和 42 年 12 月 16 日? (※S42 地方公営企業法適用)

所在地	種目	数量	使用目的
光市大字島田字船山 11811-1 外	宅地 立木	64,280.69 m ² 14.06 m ³	水道施設 (清山配水池及び林浄水場)

【賃借料累計(S57～R7)】101,228,071 円

【直近 5 年間の賃借料推移】

R7	R6	R5	R4	R3
2,021,464 円	2,021,464 円	1,947,461 円	1,947,461 円	1,947,461 円

光市上水道庁舎・資材倉庫・資材置場平面図

